

自動車道事業供用約款

(約款の効力)

第1条 当社の経営にかかる次の一般自動車道（以下「自動車道」という）の供用に関する契約は、特約のある場合を除き、この約款によるものとする。ただし、この約款に定めない事項については、法令の規定又は一般慣習によるものとする。

名称 蔵王ハイライン

(1) 自：宮城県刈田郡蔵王町倉石岳「通称エコーライン刈田峠東入口」

至：宮城県刈田郡七ヶ宿町刈田岳「山頂」

(2) 自：宮城県刈田郡七ヶ宿町刈田岳「通称エコーライン刈田峠西入口」

至：宮城県刈田郡七ヶ宿町刈田岳「合流点」

(供用期間等)

第2条 自動車道を使用できる期間（以下「供用期間」という）は4月下旬から11月上旬までとし、自動車道を使用できる時間（以下「供用時間」という）は午前7時30分から午後5時30分までとする。

(使用料金)

第3条 自動車道の使用料金は、供用の日において国土交通大臣の認可を受けている使用料金とする。

(使用券)

第4条 使用券の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 普通使用券

(2) 回数使用券

(3) 精算券（船車券、定期バス専用有料通行券）

(使用料金の收受等)

第5条 自動車道を通行する自動車の運転者及びその同乗者（以下「使用者」という）は、所定の料金徴収所において使用料金を支払うと共に普通使用券を受け取り、又は回数使用券、精算券を提示して所定の手続きを受けなければならない。

2. 使用券は表示された区間を超えて自動車道を使用した者は、その超えた区間に対する使用料金を支払わなければならない。

ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害救助本防活動その他特別の用務のために通行する自動車はこの限りではない。

(使用券の所持等)

第6条 使用者は、前条第1項の料金徴収所を通過してからその自動車道の使用を終えるまで

の間、同項の使用券を所持し、当社係員から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

ただし、当社係員が使用券を回収した場合はこの限りではない。

2. 当社は、使用者が前項の提示をしない場合は、自動車道に進入した後に使用券を紛失したことが明らかな場合を除き、使用区間に対する使用料金を収受する。
3. 回数券の有効期限は、発売日より1年間とする。

(自動車道の不正使用)

第7条 当社は、自動車道を不正に使用した者については、使用料金のほかにその倍額に相当する金額を徴収する。

(使用料金の払戻し等)

第8条 当社は、未使用で有効期間内の使用券（次項の証票を含む。以下同じ）についての払戻しの請求があった場合は、回数券については1冊につき210円、その他の使用券については、1枚につき50円の手数料を収受して払戻す。

- 2 当社は、天災その他やむを得ない理由により自動車道の供用ができなくなった場合は普通使用券は収受した使用料金に相当する金額を払戻し、第5条第1項の受けた回数使用券及び精算券については券面に表示された区間を使用することができる証票を交付する。
3. 当社は、前事項の理由により自動車道の供用ができない期間が1日を超えた場合は、回数使用券の有効期間を、その超えた日数だけ延長する。
4. 前2項の規定は、自動車道の供用が出来なくなったことにつき責任のある使用者に対しては適用しない。
5. 当社は、使用者が第2項以外の理由により、自動車道から退去を求められた場合は、使用料金の払戻しをしない。

(係員の指示)

第9条 使用者は、当社の係員が自動車道の安全の維持、又は交通整理のためにする職務上の指示に従わなければならない。

(使用の拒絶)

第10条 当社は、次の各号の場合は自動車道の使用を拒絶する。

- (1) 法令又は保安上の供用制限の規定に違反する場合。
- (2) 供用期間外又は、供用時間外となる場合。

- (3) 他の自動車の運行に著しく支障を及ぼすおそれがある場合。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反する場合。
- (5) 天災、その他やむを得ない理由により自動車の通行に支障がある場合。

- 2. 当社は、使用者が前条もしくは第13条の規定に違反した場合又は前項第1号から第4号までのいずれかに該当することとなった場合、もしくは前項5号の事態が発生した場合は、使用者に自動車道から退去を求めることができる。

(当社の責任)

- 第11条 自動車道の管理に瑕疵があったため、使用者に損害を生じたときは、当社は、これを賠償する。ただし、供用期間外又は供用時間外に生じた損害については、当社は、補償する責任を負わない。
- 2. 前項の場合において、使用者に過失があったときは、損害賠償額の算定に当たり、これを考慮することができる。
- 3. 自動車道の管理に瑕疵がない場合を例示すると、おおむね次の各号のとおりである。
 - (1) 使用者の故意又は過失
 - (2) 当社の責任によらない車両相互の接触若しくは衝突又は落下物等による事故
 - (3) 盗難その他第三者による危害
 - (4) 天災地変その他の不可抗力
- 4. 次の各号に掲げる事由により生じた損失については、当社は、補償する責任を負わない。
 - (1) 第10条の規定に基づく使用の拒絶その他通行の禁止又は制限のための必要な措置
 - (2) 渋滞による遅滞
- 5. 前4項の場合において、当社の責任は、使用者がこの約款に従って、自動車道に入退したときに始まり、自動車道から退出したときに終わる。

(使用者の責任)

- 第12条 自動車道又は付属する設備を故意又は過失により毀損した使用者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(物品の販売等の禁止)

- 第13条 使用者は、当社の許可を得ずに自動車道において物品の販売又は頒布宣伝、その他これらに類する行為をしてはならない。

自動車道供用制限について（保安上の供用制限）

当社一般自動車道を通行する自動車についての保安上の供用制限は次による。

1.自動車（人が乗車し又は資物が積載される場合はその状態）の長さ、幅、高さ、重量

長さ…12メートル以下

幅…2.5メートル以下

高さ…3.5メートル以下

重量…20トン以下

2.速度

常用…40km/時

乗合・貨物…25km/時

3.道路上駐車等の禁止

自動車道の使用者は事故、故障その他やむを得ない場合の他、自動車道の中途において折り返しをし、又駐車場及び当社所定の駐車区間以外の場所において、駐車をしてはならない。

4.路肩通行の制限

通行する自動車はその車輪が路肩にはみ出してはならない。

5.通行方法の制限

当社が一般自動車道、又は通行の危険を防止し、又は通行効率の低下を防止するため、必要と認められる徐行、その他の通行方法を定めた時は、当該通行方法によらなければならない。これを変更した時も同様とする。

6.その他、通行の制限

カタピラを有する自動車、及びその他自動車道を損壊するおそれのある構造装置を有する自動車は通行を禁止する。

同様に、歩行者、自転車、荷車、牛馬車・リヤカーも禁止とする。

特例として道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車、及び災害救助本防活動その他用務のために通行する自動車、また当社が認めるものについては前記の制限を適用しない。